

国際女性デー2025 声明（仮訳）

本声明は、ソロプチミスト・インターナショナルおよび
国連諮問関係 NGO 会議（CoNGO）によって作成。

本年、「北京宣言および行動綱領」の30周年を迎える。この綱領は、すべての女性と少女の権利を保障するために広く認められた「青写真」とされている。しかしながら、30年が経過した今なお、厳しい現実が続いている。女性や少女に対する暴力は依然として世界的な緊急課題であり、世界中の女性の3人に1人が、身体的・心理的・感情的・経済的・性的暴力のいずれかを生涯のうちに経験している。この深刻な問題に対処するためには、公私の場、オンライン・オフラインを問わず、根深いジェンダー規範を打破し、構造的暴力に立ち向かうことが必要である。

現代のデジタル社会において、人工知能（AI）を含むテクノロジーの悪用は、女性や少女が日々直面する危険をさらに悪化させている。AIは、女性の雇用機会、信用、その他のサービスへの平等なアクセスに影響を及ぼすだけでなく、教育環境やソーシャルメディアなどのオンラインプラットフォーム上で深刻なリスクをもたらしている。さらに、AIシステムは有害なステレオタイプを強化し、利用者の安全を脅かす可能性がある。

AIは、女性や少女に対する「ガスライティング（心理的操作）」の手段として利用されることが増えており、現実を巧妙に歪め、彼女たちに自己疑念を抱かせる危険性を持っている。この種の心理的虐待は、偏ったアルゴリズムや男性中心の視点が優先されるデジタルプラットフォームを通じて広がり、しばしば女性の経験が軽視される結果を生み出している。ガスライティングは、被害者を非難する風潮を助長し、最悪の場合、自殺に追い込むこともある。

情報通信技術（ICT）の未来において、デジタルおよびAIシステムは、包括性、倫理的配慮、そして多様な女性、少女、社会的に疎外された人々のニーズを最優先すべきである。技術開発における女性と少女の平等な代表性を確保することにより、より公正で公平なICTおよびAIシステムが構築され、各国の文化、経験、価値観を反映することが可能になる。また、オンラインプラットフォームの利用者に対し、新たな形態のオンラインおよびオフラインの暴力についての教育を行い、被害を防ぎ、自己防衛の手段を提供することが不可欠である。特に、女性や少女、若者、先住民族など、オンライン上の虐待に最も脆弱な立場にある人々への支援が求められる。

最近採択された「国連サイバー犯罪条約」(<https://bit.ly/3CQ7S3E>) を歓迎し、各加盟国に対し、迅速な批准を求める。この新条約を国内法に反映させることは、「情報通信技術システムを用いて行われる特定の犯罪との国際的な協力を強化し、重大犯罪の電子証拠の共有を促進する」上で極めて重要である。批准の過程において、すべての女性と少女を保護するため、条約第 14 条が適切に盛り込まれることを強く求める。

国際女性デーにあたり、すべての政府に以下を求める。

AI およびその他のテクノロジーを利用したジェンダーに基づく暴力 (TFGBV) からすべての女性と少女を保護するための即時の法的措置を講じること。

女性や少女に対するガスライティングの蔓延を公的教育を通じて広く周知し、オンライン暴力に対する事後対応ではなく、予防と軽減策を促進すること。

すべてのオンラインプラットフォームに強固な安全対策を導入すること。

民間および公的なソーシャルメディア企業を含むすべてのテクノロジー企業に対し、暴力、ハラスメント、差別の発生に対する責任を果たすよう強く求めること。

オンライン暴力の被害者に適切な心理的支援を提供し、女性と少女が生涯にわたり差別なく最高水準の身体的・精神的健康を享受する権利を確保すること（第 11 条 (i)）。さらに、すべての暴力被害者が法的・医療・社会的支援を受けられるよう保証すること（第 11 条 (g)）。これらは、2020 年 3 月 9 日～20 日に採択された第 64 回国連女性の地位委員会 (CSW 64) 政治宣言 (<https://bit.ly/4jW0mTJ>) に基づくものである。

オンライン暴力の被害者が適切な法的支援と十分な補償を受ける権利を尊重すること。各国政府は加害者を法的に責任追及し、処罰する義務を負う。これは被害者の回復に不可欠であり、テクノロジーを悪用した女性に対する暴力 (TFVAW) が許されないことを社会全体に明確に示すことになる。

これらの取り組みは、AI がますます支配的になる技術社会において、すべての女性と少女が安心して活躍できる持続可能な変革を促進するものである。